



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *5 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1
- *6 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 2

○ 告示

- 222 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)..... 4
- 223 " (")..... 4
- 224 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 5
- 225 道路の区域変更 (道路保全課)..... 5
- 226 道路の供用開始 (")..... 6
- 227 道路の区域変更 (")..... 6
- 228 道路の供用開始 (")..... 7
- 229 道路の区域変更 (")..... 7
- 230 道路の供用開始 (")..... 7
- 231 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 8
- 232 " (")..... 8

○ 内水面漁場管理委員会告示

- 1 令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 8

規 則

和歌山県規則第5号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則(平成21年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------------|---------------------------------|-----------------|-------------------------------|
| 別表第1(第3条関係) | | 別表第1(第3条関係) | |
| 区分 | 事務 | 区分 | 事務 |
| 略 | | 略 | |
| 7 条例別表第1第7項に規定す | (1) 略 (2) <u>保護者等</u> (高等学校) | 7 条例別表第1第7項に規定す | (1) 略 (2) <u>受給資格の認定を受</u> |

| | |
|-----------|--|
| る規則で定める事務 | 等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。別表第2の6の項から8の項までにおいて同じ。)の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
|-----------|--|

| | |
|-----------|--|
| る規則で定める事務 | けた者若しくはその保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。別表第2の6の項及び7の項において同じ。)の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
|-----------|--|

別表第2(第4条関係)

| 区分 | 事務 |
|---------------------------------|---|
| 略 | |
| 6 条例別表第2教育委員会の部6の項に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| 7 条例別表第2教育委員会の部7の項に規定する規則で定める事務 | (1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| 8 条例別表第2教育委員会の部8の項に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| 9・10 略 | |

別表第2(第4条関係)

| 区分 | 事務 |
|---------------------------------|--|
| 略 | |
| 6 条例別表第2教育委員会の部6の項に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| 7 条例別表第2教育委員会の部7の項に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) 減免を受けている者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| 8・9 略 | |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の7の項(2)の改正規定(同項(2)中「及び7の項」を「から8の項まで」に改める部分を除く。)、別表第2の6の項(2)の改正規定及び同表の7の項(2)の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第6号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成29年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------------------------|---|------------------------------|--|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 区分 | 事務 | 区分 | 事務 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 2 条例別表第1の1の項(2)に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) 保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。7の項から9の項までにおいて同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 | 2 条例別表第1の1の項(2)に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) <u>受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。7の項及び8の項において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u> |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 7 条例別表第1の2の項(4)に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 | 7 条例別表第1の2の項(4)に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) <u>受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u> |
| 8 条例別表第1の2の項(5)に規定する規則で定める事務 | (1) <u>受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 | | |
| 9 条例別表第1の2の項(6)に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 | 8 条例別表第1の2の項(5)に規定する規則で定める事務 | (1) 略 (2) <u>減免を受けている者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u> |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表2の項（2）の改正規定（同項（2）中「及び8の項」を「から9の項まで」に改める部分を除く。）、同表7の項（2）の改正規定及び同表8の項（2）の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|-------------|--------------------------------|--------------|
| 新医新 36-02 | 浜野皮膚泌尿器科 | 新宮市井の沢1-28 | 令和 2.7.1 |
| 西歯新 20-02 | 愛須デンタルクリニック | 西牟婁郡上富田町朝来字沖ノ芝798-3 | 令和 2.7.22 |
| 御医新 35-02 | ながおクリニック | 御坊市湯川町小松原531-1 | 令和 2.9.1 |
| 御薬新 23-02 | ひょうたん印の薬局 | 御坊市湯川町小松原530番5 | 令和 2.9.1 |
| 有薬新 19-02 | エバグリーン薬局吉備店 | 有田郡有田川町大字天満562 | 令和 2.9.1 |
| 橋薬新 41-02 | スズラン薬局橋本店 | 橋本市高野口町名古屋916-4 | 令和 2.10.1 |
| 伊薬新 17-02 | スズラン薬局笠田店 | 伊都郡かつらぎ町笠田東174-4 | 令和 2.10.1 |
| 伊薬新 18-02 | スズラン薬局九度山店 | 伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンブラク ミン1F | 令和 2.10.1 |
| 有医新 47-02 | 大林クリニック | 有田郡有田川町天満568-2 | 令和 2.10.1 |

和歌山県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 指定事業所の 名 称 | 指定事業所の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|--------|------------------|---------------|-----------------|--------------|
|------------|--------|------------------|---------------|-----------------|--------------|

| | | | | | |
|-------------|-----------|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------|
| 東訪新 5-02 | 医療法人北斗大洋会 | 東牟婁郡那智勝浦町 宇久井714-3 | 訪問看護ステーション すずらん | 東牟婁郡那智勝浦町 宇久井714-3 | 令和 2.10.1 |
|-------------|-----------|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------|

和歌山県告示第224号

令和3年和歌山県告示第93号（以下「告示第93号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀の川市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

- 山田熊一
- 山田貞雄
- 山本熊一
- 村田義明
- 松本勉
- 駒井受一
- 川口サヨ子
- 薬王千秋
- 南條八重子
- 井原輝久
- 北畠孝信
- 藤田徳五郎
- 薬王國一
- 富尾祐一
- 土井政彦

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第93号のとおり

和歌山県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-----|------|----------------------|-------------|-----|
|-----|------|----------------------|-------------|-----|

| | | | | |
|--|---|--------------------|--------|--|
| 日高郡印南町大字川又字宮ノ上 1013番1地先から同町大字川又 字宮ノ上1025番1地先まで | 旧 | 3.87 } 13.71 | 161.70 | |
| 同上 | 新 | 8.62 } 17.63 | 160.00 | |

和歌山県告示第226号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字宮ノ上1013番1地先から同町大字川又字宮ノ上1025番1地先まで

供用開始の期日 令和3年3月5日

和歌山県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 メートル |
|---|------|----------------------|-------------|----------------------------------|
| 日高郡印南町大字川又字堂面33 5番1地先から同町大字川又字松 平1001番1地先まで | 旧 | 3.00 } 23.01 | 822.91 | 塚原橋仮橋 L=22.00 |
| 同上 | 新 | 3.00 } 23.01 | 822.91 | 塚原橋仮橋 L=22.00 |
| 同上 | 新 | 8.20 } 25.15 | 419.82 | 川又新橋 L=20.40 川又第二トンネル L=99.00 |

和歌山県告示第228号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字堂面335番1地先から同町大字川又字松平1001番1地先まで

供用開始の期日 令和3年3月5日

和歌山県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---|------|----------------------|-------------|-----|
| 日高郡印南町大字川又字下峠398番14地先から同町大字川又字日裏396番1地先まで | 旧 | 10.95 } 25.62 | 159.40 | |
| 同上 | 新 | 12.63 } 33.37 | 159.40 | |

和歌山県告示第230号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字下峠398番14地先から同町大字川又字日裏396番1地先まで

供用開始の期日 令和3年3月5日

和歌山県告示第231号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

方201地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱1号と4号を結ぶ線は海浜地との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 地 番 | 備 考 |
|------|-----|-----|-----|----|---------|-----|
| 1号 | 海南市 | 下津町 | 方 | 馬瀬 | 2088番1 | |
| 2号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2088番55 | |
| 3号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2088番64 | |
| 4号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2074番 | |

和歌山県告示第232号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

橋渡地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱1号と6号を結ぶ線は県道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 地 番 | 備 考 |
|------|-----|------|------|----|-------|-----|
| 1号 | 日高郡 | 日高川町 | 上初湯川 | 橋渡 | 722番 | |
| 2号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 133番 | |
| 3号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 132番 | |
| 4号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 134番 | |
| 5号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 718番1 | |
| 6号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 151番2 | |

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

令和3年3月5日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

| 漁業権者 | 漁業権番号 | 漁業権の内容 | 増殖目標量(以上) |
|---------------|---------|---------|-----------|
| 紀和町漁業協同組合外5組合 | 和内共第1号 | あゆ | 490,000尾 |
| | | あまご | 10,000尾 |
| | | うなぎ | 20kg |
| 紀ノ川漁業協同組合 | 和内共第2号 | あゆ | 189,000尾 |
| | | もくずがに | 10,000尾 |
| | 和内共第37号 | あまご | 10,000尾 |
| 貴志川漁業協同組合 | 和内共第3号 | あゆ | 49,000尾 |
| | 和内共第38号 | あまご | 10,000尾 |
| 玉川漁業協同組合 | 和内共第4号 | あゆ | 70,000尾 |
| | | あまご | 10,000尾 |
| 有田川漁業協同組合 | 和内共第6号 | あゆ | 378,000尾 |
| | | もくずがに | 15,000尾 |
| | 和内共第39号 | あまご | 20,000尾 |
| 日高川漁業協同組合 | 和内共第13号 | あゆ | 406,000尾 |
| | | こい | 20,000尾 |
| | | もくずがに | 15,000尾 |
| | | うなぎ | 20kg |
| | 和内共第15号 | あまご | 80,000尾 |
| 切目川漁業協同組合 | 和内共第16号 | あゆ | 14,000尾 |
| | | もくずがに | 10,000尾 |
| 南部川漁業協同組合 | 和内共第17号 | あゆ | 7,000尾 |
| | | もくずがに | 10,000尾 |
| 富田川漁業協同組合 | 和内共第18号 | あゆ | 77,000尾 |
| | | もくずがに | 5,000尾 |
| | 和内共第19号 | あまご | 10,000尾 |
| 日置川漁業協同組合 | 和内共第20号 | あゆ | 217,000尾 |
| | | あまご | 40,000尾 |
| | | うなぎ | 10kg |
| 古座川漁業協同組合 | 和内共第26号 | あゆ | 224,000尾 |
| | | もくずがに | 10,000尾 |
| | 和内共第27号 | あまご | 10,000尾 |
| | 和内共第28号 | あまご | 10,000尾 |
| 七川漁業協同組合 | 和内共第29号 | あゆ | 28,000尾 |
| | | あまご | 10,000尾 |
| | | うなぎ | 10kg |
| 太田川漁業協同組合 | 和内共第33号 | あゆ | 21,000尾 |
| 熊野川漁業協同組合 | 和内共第34号 | あゆ | 84,000尾 |
| | | あまご | 10,000尾 |
| | | うなぎ | 2kg |
| | 和内共第35号 | あゆ | 56,000尾 |
| | あまご | 10,000尾 | |

| | | | |
|--|---------|-----|---------|
| | 和内共第36号 | うなぎ | 4kg |
| | | あゆ | 98,000尾 |
| | | あまご | 10,000尾 |
| | | うなぎ | 14kg |

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、令和2年5月29日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

| | |
|-------|-----------|
| あゆ | 平均体重3g以上 |
| あまご | 平均体重3g以上 |
| うなぎ | 平均体重1g以上 |
| もくずがに | 平均甲幅5mm以上 |
| こい | 平均体重5g以上 |